

令和7年度愛知県保育所等燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 燃油価格の高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している保育所等を支援するため、「令和7年度愛知県保育所等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金は、別表の交付の対象に該当する場合に交付することができるものとする。

(支援金の交付額及び交付に係る要件)

第3条 支援金の交付額及び交付に係る要件は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者等は、令和7年度愛知県保育所等燃油価格高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第1。以下「申請書」という。）を知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定の通知は支援金を交付すべきものと認めた事業者等が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者等からの請求書とみなす。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認めたときは、令和7年度愛知県保育所等燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2）により支援金の交付の申請を行った事業者等に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合

- (2) 本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(調査)

第8条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。
2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者等は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

別表

| | |
|-----------|---|
| 1 交付の対象 | (1) 保育所、認定こども園（幼保連携型、保育所型、地方裁量型）、地域型保育事業所（家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所）の設置者（国、都道府県又は市町村が設置する施設を除く。） (2) 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（指定都市・中核市に所在する施設及び市町村が設置する施設を除く。）の設置者 |
| 2 支援金の交付額 | 車両1台当たり 144,000 円 |
| 3 交付の要件 | 「1 交付の対象」に掲げる事業所又は施設のうち、次の各号のいずれにも該当する場合に、支援金の交付を受けることができるものとする。 (1) 令和8年1月1日時点において、愛知県内に所在していること。 (2) 令和8年1月1日以降、対象となる車両について、施設を利用する子どもを日常的に輸送・送迎又は訪問するために使用しており、主に事業の用に供するものであること。 (3) 令和7年度において、車両の燃料費の高騰による影響分を事業者が負担していること。 |